

租登第一号の掘進増区切替出願関係書類

此項石炭

②

子



放棄による

租鉦権抹消登録申請

関係書類



放棄による租税移譲登録申請

「 登記所在地

福岡県高橋郡糟粕町、高橋町

「 登録番号

福岡県租税移譲登録第〇号

「 登録の目的

放棄による租税移譲の消滅登録

右登録相成度原紙承認書相添え此の状申請致します。

昭和拾陸年八月廿六日

東京都中央区銀座七丁目五番地の地

租税移譲者 奥田石田製紙株式会社

右代表取締役 人 文 丈 廣

福岡県高橋郡高橋町大字牛原町七〇番地

右代理人 新 石 友 助

十一月十日授受シタルニ
持清 承継ハ十一月十日
附ニテ 登記出シ

014

昭和二十三年拾貳月拾貳日受附
福岡県福産産務第壹号。号
昭和二十三年拾貳月拾貳日登録
順位壹号長瀬静冬春

右登録録



放棄による租賦権消滅登録申請

一 郡区所在地

福岡県福産郡福産町、基福町

一 登録番号

福岡県租賦権登録第四六〇号

一 登録の目的

放棄による租賦権の消滅登録

右登録相成原因状書同番相成此の段申請致します。

昭和二十三年拾貳月拾貳日

東京都中央区銀座七丁目五番地の南

租賦権者 共同石炭産務株式会社

右代表取締役 入 交 太

福岡県福産郡基福町大字牛陣港七五〇番地

右代理人 明 石 友

出 録



111

印字三。五一
昭和三十三年拾貳月拾貳日受附
福岡県組織登記簿第四六。号
昭和三十三年拾貳月拾貳日登録
順位番号表送付式番

右 登 録



寫

承 取 書

一 登記区所在地

福岡県福岡郡福井町、高嶺町

一 登記番号

福岡県組織登記簿第四六〇号

福岡県組織登記簿第四六〇号

右組織者共同石炭産業株式会社に依る組織放棄に關しては
業法第八十二条の規定に依る組織料の受領を放棄したことを承認
致します。

昭和三十三年十二月十二日

福岡県福岡郡二丁目川原四七番地

福岡県 共同石炭産業株式会社

右代表取締役 坂 辺 本 治



寫

委 任 状

福岡県嘉穂郡嘉穂町大字牛屋明七五〇番地

明 石 友 助

右の者を以て私の代理人と定め左の権限の行為を委任す

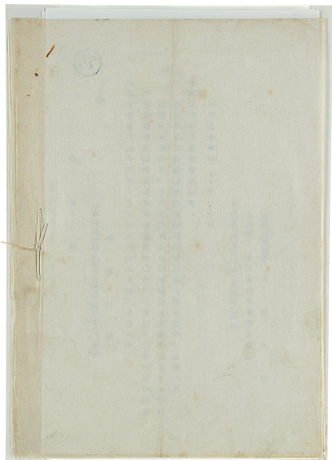
一、当社所有の福岡県租税徴納券〇号、全額四六〇号の租税権を
放棄するにつき、その放棄による租税権抹消登録申請書を福岡道
面産業局に提出しその登録済証を受領する迄の一切の行為
右代理委任の意思を表示す

昭和三十三年十一月十二日

東京都中央区銀座七丁目五番地の所

租税権者 共同石炭産物株式会社

右代表取締役 人 交 太 廣



福岡縣嘉穂郡稻築町大字才田本谷三二六ノ一

(稻築局區内)

共同石炭
鉱業株式会社

目吉礦業所

電話 (稻築四〇番)
(天隈一一番)

租登十号切替区域炭量計算

福岡縣嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲築局區内)

共同石炭
鑛業株式會社

日吉鑛業所

電話 稲築四三〇番
大隈一一番

昭和 年 月 日

設備設計書添付図関係

租登10号切替關係

炭量表

炭層名	科區	山	大	丈	丈	比	重	%	平面積	積料	SE	料面積	煤油		天投	天投	記	市
													煤油	天投				
竹炭八尺上層	A	150	122	130	1986	21410	15	10612	22410	22.670	40	22.670	0	0	煤油			
	B					14460	-	-	12.170	22.670	70	15.190	0	0.410				
竹炭八尺木層	A	182	166	120	2152	24170	10	20412	26.250	26.650	90	22.660	0	0	煤油			2.200
	B					6.200	-	-	7.170	15.470	70	10.220	80	18.660				
杉炭上二尺層	A	182	166	120	2152	24170	10	20412	26.250	26.650	90	22.660	0	0	煤油			2.200
	B					112.500	-	-	12.000	22.720	90	22.660	20	22.660				
杉炭上二尺層	A	112	112	110	2222	2.650	10	10612	2.710	2.710	60	2.650	0	0	煤油			
	B					16.110	-	-	17.190	2.710	70	2.650	20	2.650				

171.170 222.400 122.000

竹炭坑
杉炭坑

和登10号矿管区域

炭量表

炭管号	计算分	山大	安大	比	电	T ₀	平面积	煤料	SE	料面	煤质	煤量	煤量	煤量	煤量	煤量	煤量	煤量	
杉木下尺层	A	105	0.960	1.20	0.925	27.250	20	10600	11070	12.180	40	11470	0	17.110	11.470	0	17.110	11.470	
	B	-	-	-	-	71.770	-	-	81.700	76.010	60	20.250	60	20.250	20.250	0	20.250	20.250	
杉木五尺层	A	1180	1.170	1.30	1.181	29.000	20	10640	11700	12.250	40	20.940	0	0	20.940	0	0	20.940	
	B	-	-	-	-	-	-	-	-	10.270	20	10.270	0	0	10.270	0	0	10.270	
阴木尺层	A	105	0.97	1.20	1.007	2.600	20	10620	10850	1.920	40	1.170	0	0	1.170	0	0	1.170	
	B	-	-	-	-	6.900	20	-	6.810	1.370	20	5.590	0	0	5.590	0	0	5.590	
出阴八尺层	A	105	0.91	1.50	0.88	28.660	20	10690	90.190	11.240	40	8.500	70	16.630	8.500	70	16.630	8.500	
	B	-	-	-	-	79.970	20	10620	78.780	20.870	30	8.200	70	42.720	20.870	70	42.720	20.870	
出阴八尺尺	A	100	1.20	1.30	1.06	24.970	20	10690	78.780	12.440	20	12.230	70	24.860	12.230	70	24.860	12.230	
	B	-	-	-	-	-	-	-	-	100.000	20	11.250	70	24.860	11.250	70	24.860	11.250	
阴木五尺尺	116	1.22	1.21	1.770	1.05-70	20	10620	112.240	40.260	20	17.400	0	17.400	17.400	0	17.400	17.400	17.400	
												1116.160	478.100	239.800					

杉木下尺层
杉木五尺层
阴木尺层
出阴八尺层
出阴八尺尺
阴木五尺尺



福岡縣嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲築局區内)

共同石炭
鐵業株式會社

日吉鐵業所

電話
稲築四三〇番
大隈一一番

昭和
年
月
日

租鑛區

設定申請許可書字在中

福岡縣嘉穂郡稻築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲築局區内)

共同石炭

鑛業株式会社

日吉鑛業所

電話 (稲築四三〇番)
(天隈一一番)

昭和 年 月 日

租登拾号了出願關係

設備設計書添付図作成資料

各炭層採掘による

予想限界角線算出資料

福岡縣嘉穂郡稻築町大字才田本谷三二六ノ一

(稲築局區内)

共同石炭
鑛業株式会社

日吉鑛業所

電話(稲築四三〇番)
大隈一一番

昭和 年 月 日

企画課の控へ

掘進増區の書類及圖面

企畫課

掘進增區願書

共同石炭
鑛業株式會社
日吉鑛業所

控

相 道 増 区 願

一 飯 区 の 所 在 地 か よ び 面 積

福 岡 県 基 礎 郡 基 礎 町、基 礎 町、山 田 市

面 積 一 萬 八 千 四 百 七 拾 五 アール

二 探 測 權 の 登 録 番 号

福 岡 縣 探 測 權 登 録 第 一 號 七 八 号

三 目 的 と す る 欲 物 の 名 称

石 炭

一 増 加 す べ き 区 域 の 所 在 地 か よ び 面 積

福 岡 縣 基 礎 郡 基 礎 町、基 礎 町

面 積 一 萬 六 千 六 百 拾 參 アール

合 計 面 積 一 萬 八 千 四 百 八 十 アール

右のとかり福岡県探測權登録第一號石炭探測區へ相道のため飯区の増加を許可されたく
区域図、飯床説明書ならびに隣接飯区の飯業権者の承諾書添えてお願いいたします。

昭和參拾參年拾月拾四日

東京都中央区銀座七丁目五番地の啓

飯業権者 共同石炭飯業株式会社

右代表取締役 入 交 太 蔵

福岡県基礎郡基礎町大字牛跡町五〇番地

右代理人 明 石 友 助



福岡進商産業局長

人 見 孝 殿



鉱床 説明 書

一、鉱区の所在地および面積

福岡県嘉穂郡種葉町、盛穂町、山田市

面積 約萬八千四百七拾五アール

二、探州權の登録番号

福岡県探州權登録第貳式七八号

三、目的とする鉱物の名称

石 炭

同増加すべき区域の所在地および面積

福岡県嘉穂郡種葉町、盛穂町

面積 五千六百拾参アール

合計面積 約萬八千四百八アール

右増区出願地内の地質は第三紀層にして之に賦給せる鉱床は別紙鉱床図に示す如く増区目的層たる竹谷層群中の竹藪八尺上層、全本層および本層群中の杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷五尺層、岡三尺層、堀堀五尺層、土間八尺層、海軍八尺層は該区探登第

貳式七八号鉱区内では走向三百十四度、傾斜約二〇度に存在し、増区区域探登第貳号鉱区内に向つて連続存在せる事は従來の發行より明かであります。

本増区区域および目的層層は当社が租登第〇号として設定しある区域と同一にして該租鉱層を今回増産増区に切替への為本出願を為すものであります。

従つて現在の合併編纂が果敢地産となり、事實上産利を損することなく之が管理並びに経済的開發等階級に亘つて至便であります。

依つて與産増区を出願する次第であります。

昭和拾参年、六月、十日

東京市中央区銀座七丁目五番地の明

鉱業權者 共同石炭炭業株式会社

右代表取締役 入 交 太 郎

福岡県嘉穂郡種葉町大字牛原七五〇番地

右代理人 明 石 友 助



1927

貴社所有福岡県桂川郡新井町第七八号地区より当社所有福岡県桂川郡新井町第七八号地区ノ一部に對し左記の通り桂川郡第四拾六条の規定に基く福岡郡区の抽出をなし東部地区を指定することを承諾する。

記

一 指定区域及び面積

別紙添付図面表示の五千六百餘坪餘アール

一 指定地畝

竹谷原中の竹藪八尺上層、阿本原

本原群中の杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷五尺層

間三尺層、幅五尺層、土間八尺層、御軍八尺層

昭和六年六月七日

福岡縣桂川郡第二河川事務所第四七番地

渡辺 紅 樹 株式会社

代表取締役社長 渡 辺 本 治

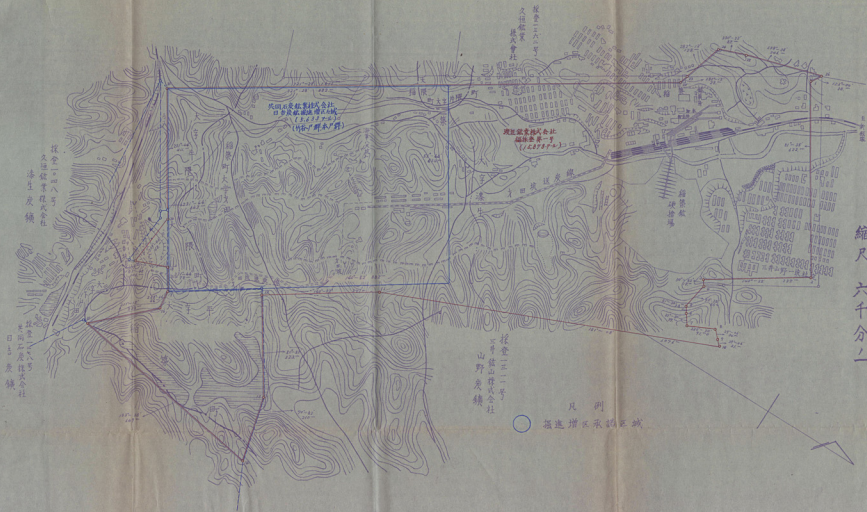
共同石炭産業株式会社

社長 入 交 太 郎 殿



二瀬炭鑛稻築鑛々區圖

縮尺 六千分一



委 任 状

福岡県糸島郡糸島町大字牛屋野七五〇番地

明 石 友 助

かぎ

右の者を以て私の代理人と定め左の権限の行為を委任す

淺田

一、当社所有の福岡県探掘地登録番号武七八号地区より日鉄製鋼株式会社所有の福岡県探掘地登録番号武七九号地区内へ鉱業法第四十六条の相違増区画を提出し許可決定通知書を受領に至る迄並許可決定通知書受領後は登録税を納付し其の登録済証を受領に至る迄の一切の行為。

右代理委任の意思を表示す。

昭和三十三年十二月十四日

東京都中央区銀座七丁目五番地の畔

鉱業権者 共同石炭 鉱業株式会社

右代表取締役 入 交 太 郎



登記簿抄本

登記簿
号

一 番 号 波辺製菓株式会社

一 本 店 福岡県茶臼原第二郡川原四百四拾七番地

一 代表取締役の住所氏名

福岡県茶臼原第二郡川原田武百九拾六番地

波 辺 本 治

以下余白

此抄本は登記簿に依り之を作り茲に登記簿と相違なきことを証

す

昭和廿五年年拾月拾参日

福岡法務局新築支局

法務事務官 角 本 和 彦



印 鑑 註 明 申 請 書

福岡県高橋第二郡川井四百四拾七番地

後 込 紙 製 紙 式 会 社

代 表 取 締 役 後 込 本 治

明治三十四年四月拾八日生

右印鑑は御庁に備付の印鑑に相違なき旨御証明下さいませ申請書に
ます。

此証明 附件

此手形料金 金拾円也

昭和三年四月拾五日

福岡県高橋第二郡川井四百四拾七番地
後 込 紙 製 紙 式 会 社

代表取締役 後 込 本 治

申請人

福岡県新城市金塚千五百貳拾番地

右代理人 石 田 大 十

福岡法務局新城市支所御中

右証明する

昭和三年四月拾五日

福岡法務局新城市支所

法務 事務官 角 本 和 彦





登記事項に変更なきこと及登記事項中に登記なきことの証明申請書

「商号 彼辺飲食株式会社

「本店 福岡県基福郡二瀬町川原四百四拾七番地

「取締役 彼辺 本治 氏名住所

福岡県基福郡二瀬町新田六百九拾六番地

彼 辺 本 治

「代表取締役の氏名

彼 辺 本 治

「右登記事項に変更なきこと

「右代表取締役が他の代表取締役と共同し会社を代表する為定の

登記事項なきこと

「此証明 事件

「此手数料金 六拾円也

右証明を申請する。

昭和叁拾叁年拾壹月拾叁日

新嘉坡新嘉坡千両武勢入番地

申請人 石 田 ナ

福岡法務新嘉坡支局御中

右証明する

昭和叁拾叁年拾壹月拾叁日

福岡法務新嘉坡支局

注新 事務官 角 本 和 彦

控

登録税納付書

金 6,000 円

福岡出 33 年第 237 号出願

福岡県志賀郡高井町
福岡県志賀郡高井町
福岡県志賀郡高井町
福岡県志賀郡高井町

上記出願に関し別紙の通り許可の通知がありましたので
通知書並びに図面を添えて登録税を納付します

昭和 33 年 12 月 18 日

福岡通商産業局長殿

東京都中央区銀座7丁目5番地11

住 所 共同石炭株式会社

出願人(代表者) 入 文 大 蔵 印

住 所 福岡県志賀郡高井町12番地

出願人 代理人 明 石 友 助 印

注 意 ①登録料額は次のとおりです
②登録料 収入印紙 は各自はつて下さい
③収入印紙は捺印してはいけません
④登録済通知書を送付しますので副料として両紙切り4円を添えて下さい

登録税法 (抜粋)

第14条 鉱業権(砂鉱を目的とするものを除く)に関し、鉱業届簿に登録を受くるときは左の区割に従い登録税を納むべし

- | | | |
|----------------|-----|----------|
| 1. 鉱区幅の設定 | 毎1件 | 金 6,000円 |
| 2. 鉱区幅の変更 | | |
| 鉱区を増加又は増加及び減少 | 毎1件 | 金 3,000円 |
| 鉱区を減少 | 毎1件 | 金 600円 |
| 4. 採掘幅の設定 | 毎1件 | 金12,000円 |
| 5. 採掘幅の変更 | | |
| 鉱区を増加又は増加及び減少 | 毎1件 | 金 6,000円 |
| 鉱区を減少 | 毎1件 | 金 1,300円 |
| 鉱区を合併 | 毎1件 | 金 3,000円 |
| 鉱区を分割 分割後の鉱区 | 毎1箇 | 金 3,000円 |
| 6の2 粗鉱幅の設定 | 毎1件 | 金 1,200円 |
| 6の3 粗鉱幅の変更 | | |
| 粗鉱区を増加又は増加及び減少 | 毎1件 | 金 600円 |
| 粗鉱区を減少 | 毎1件 | 金 120円 |

第15条 砂鉱を目的とする鉱業権に関し、鉱業届簿に登録を受くときは左の区割に従い登録税を納むべし

- | | | |
|--------------------------------|--------------|--------|
| 1. 砂鉱を目的とする鉱業権の設定 | 鉱区其の他は毎10万坪迄 | 金 900円 |
| 2. 砂鉱を目的とする鉱業権の変更 | | |
| 鉱区を増加 | 鉱区其の他は毎10万坪迄 | 金 900円 |
| 鉱区を減少 | 毎1件 | 金 60円 |
| 但し鉱区を増加と同時不為す鉱区を減少に付ては此の限りに在らず | | |
| 鉱区を合併 | 毎1件 | 金 180円 |
| 鉱区を分割 分割後の鉱区 | 毎1箇 | 金 180円 |

出願図面在中

区域
図

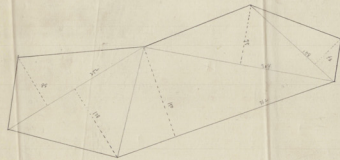
鉱床
図

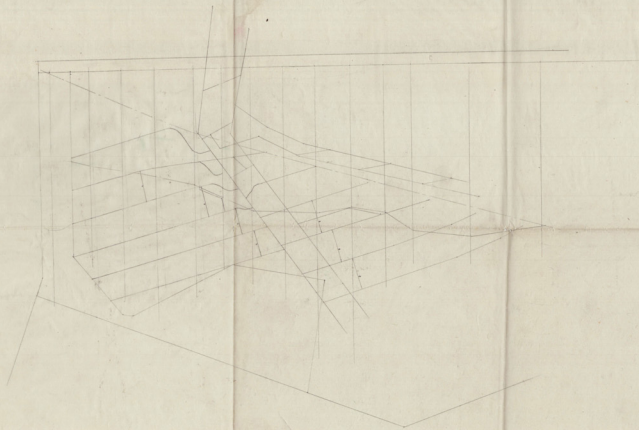
$10 \times 28 = 28,00$
 $20 \times 10 = 20,00$
 $10 \times 10 = 10,00$
 $10 \times 10 = 10,00$
 $10 \times 10 = 10,00$

 $142,996 + 2 = 142,998$

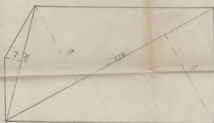
$10 \times 10 = 10,00$

$142,998 = 142,998$



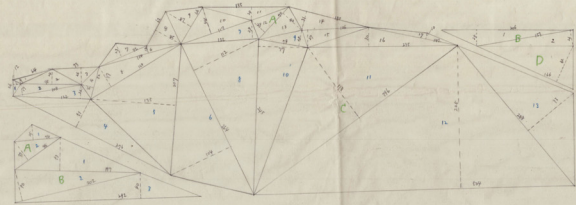


1
—
0.01



$$\begin{array}{r}
 176 \times 116 = 20416 \\
 176 \times 40 = 7040 \\
 146 \times 20 = 2920 \\
 \hline
 112,772 \\
 \hline
 112,772 \div 2 = 57,116
 \end{array}$$

$$\frac{5}{0.174 \times 9996} = 175.71.7$$



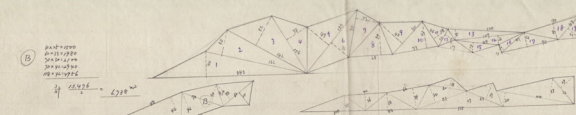
斜式入式屋架图式: A

1. 40 × 7 = 270	11 30 × 30 = 2700
2. 31 × 20 = 2200	12 30 × 21 = 2010
3. 21 × 21 = 1974	13 30 × 20 = 2000
4. 15 × 26 = 2200	14 100 × 11 = 1010
5. 110 × 27 = 6000	15 164 × 27 = 2942
6. 170 × 24 = 6000	16 225 × 20 = 7000
7. 84 × 25 = 1800	17 185 × 18 = 1920
8. 22 × 21 = 2010	
9. 66 × 27 = 3000	
10. 174 × 27 = 6000	
11. 17 × 24 = 2010	

計 $\frac{2010 \times 2.150}{2} = 2150$

正間入式屋架

1. 70 × 21 = 1870	C 1 24 × 12 = 812	D. 111 × 12 = 7632
2. 30 × 17 = 2010	2 100 × 7 = 2010	$\frac{7632}{2} = 3816$
計 $\frac{2010 \times 2.150}{2} = 2150$	3 100 × 11 = 2000	
1. 17 × 23 = 1600	4 200 × 11 = 2000	
2. 22 × 20 = 1000	5 200 × 10 = 2000	
3. 20 × 20 = 1000	6 200 × 10 = 2000	
計 $\frac{2010 \times 2.150}{2} = 2150$	7 200 × 10 = 2000	
	8 200 × 10 = 2000	
	9 200 × 10 = 2000	
	10 200 × 10 = 2000	
	11 200 × 10 = 2000	
	12 200 × 10 = 2000	
	計 $\frac{2010 \times 2.150}{2} = 2150$	



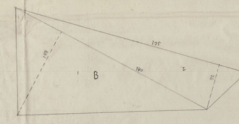
竹架入式屋架

1. 20 × 20 = 6000	6. 107 × 24 = 2568	11 20 × 20 = 6000	16 20 × 20 = 6000
2. 152 × 20 = 6000	7. 70 × 27 = 2010	12 30 × 27 = 2010	17 20 × 20 = 6000
3. 102 × 22 = 7000	8. 20 × 20 = 2000	13 20 × 20 = 2000	18 20 × 20 = 2000
4. 102 × 20 = 6000	9. 70 × 20 = 2000	14 20 × 20 = 2000	19 20 × 20 = 2000
5. 107 × 20 = 2000	10. 20 × 20 = 2000	15 20 × 20 = 2000	20 20 × 20 = 2000

計 $\frac{6000 \times 2.150}{2} = 2150$

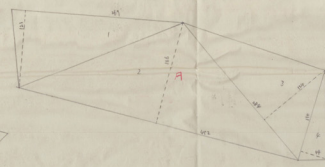
正間入式屋架

1. 70 × 21 = 1870	C 1 24 × 12 = 812	D. 111 × 12 = 7632
2. 30 × 17 = 2010	2 100 × 7 = 2010	$\frac{7632}{2} = 3816$
計 $\frac{2010 \times 2.150}{2} = 2150$	3 100 × 11 = 2000	
1. 17 × 23 = 1600	4 200 × 11 = 2000	
2. 22 × 20 = 1000	5 200 × 10 = 2000	
3. 20 × 20 = 1000	6 200 × 10 = 2000	
計 $\frac{2010 \times 2.150}{2} = 2150$	7 200 × 10 = 2000	
	8 200 × 10 = 2000	
	9 200 × 10 = 2000	
	10 200 × 10 = 2000	
	11 200 × 10 = 2000	
	12 200 × 10 = 2000	
	計 $\frac{2010 \times 2.150}{2} = 2150$	



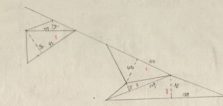
正間入式屋架

1. 200 × 10 = 6000	B 1 200 × 10 = 2000
2. 200 × 10 = 2000	計 $\frac{2000 \times 2.150}{2} = 2150$



海得入式屋架

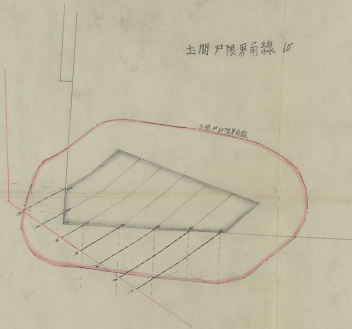
1. 20 × 20 = 6000	A 1. 20 × 20 = 6000
2. 102 × 20 = 2000	2. 102 × 20 = 2000
3. 102 × 20 = 2000	3. 102 × 20 = 2000
4. 107 × 20 = 2000	4. 107 × 20 = 2000
計 $\frac{2000 \times 2.150}{2} = 2150$	計 $\frac{2000 \times 2.150}{2} = 2150$



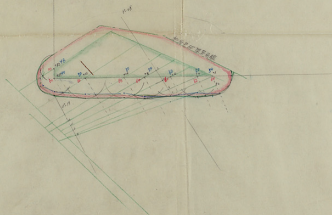
間入式屋架

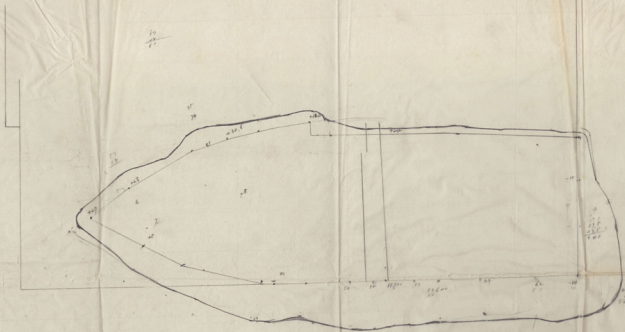
1. 77 × 17 = 1300	B 1 110 × 20 = 6000
2. 72 × 10 = 6000	2. 107 × 13 = 2000
計 $\frac{1300 \times 2.150}{2} = 2150$	3. 100 × 20 = 6000
	計 $\frac{6000 \times 2.150}{2} = 2150$

土間戸限角線 10'



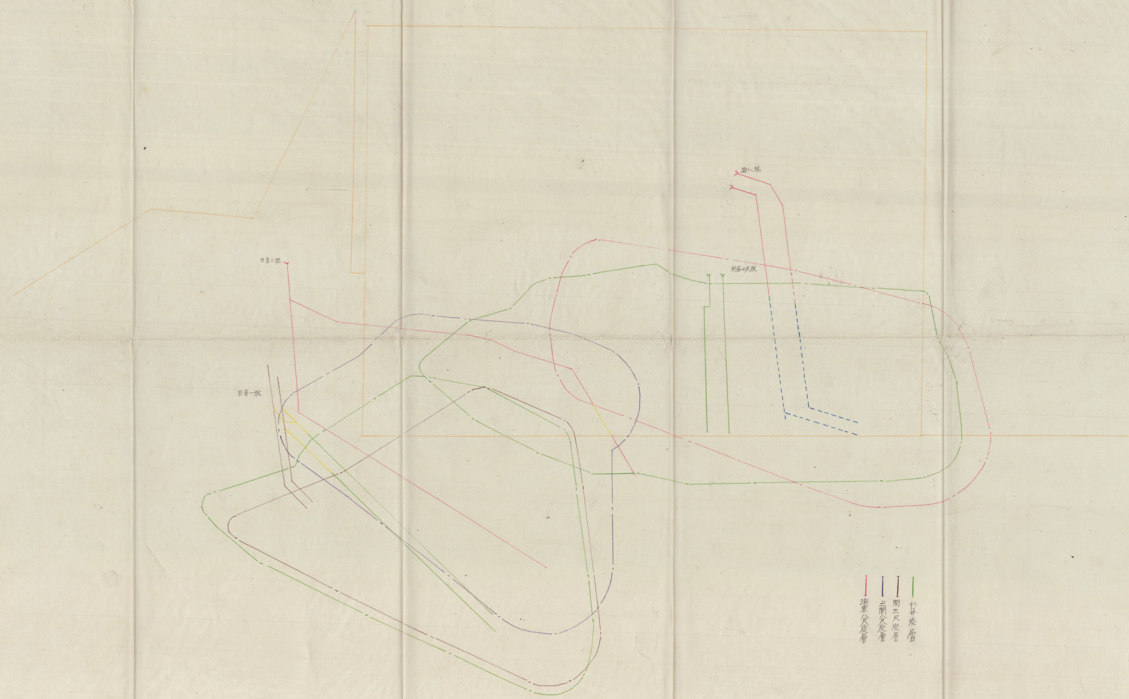
杉谷戸限界角線 60°





1. 全体
E採掘
一の場合

1. 全体干採掘した場合



2.
掘進増區々域たけり場合

海入Pは全体増合と同一



一五〇

五、臺灣地圖之變遷



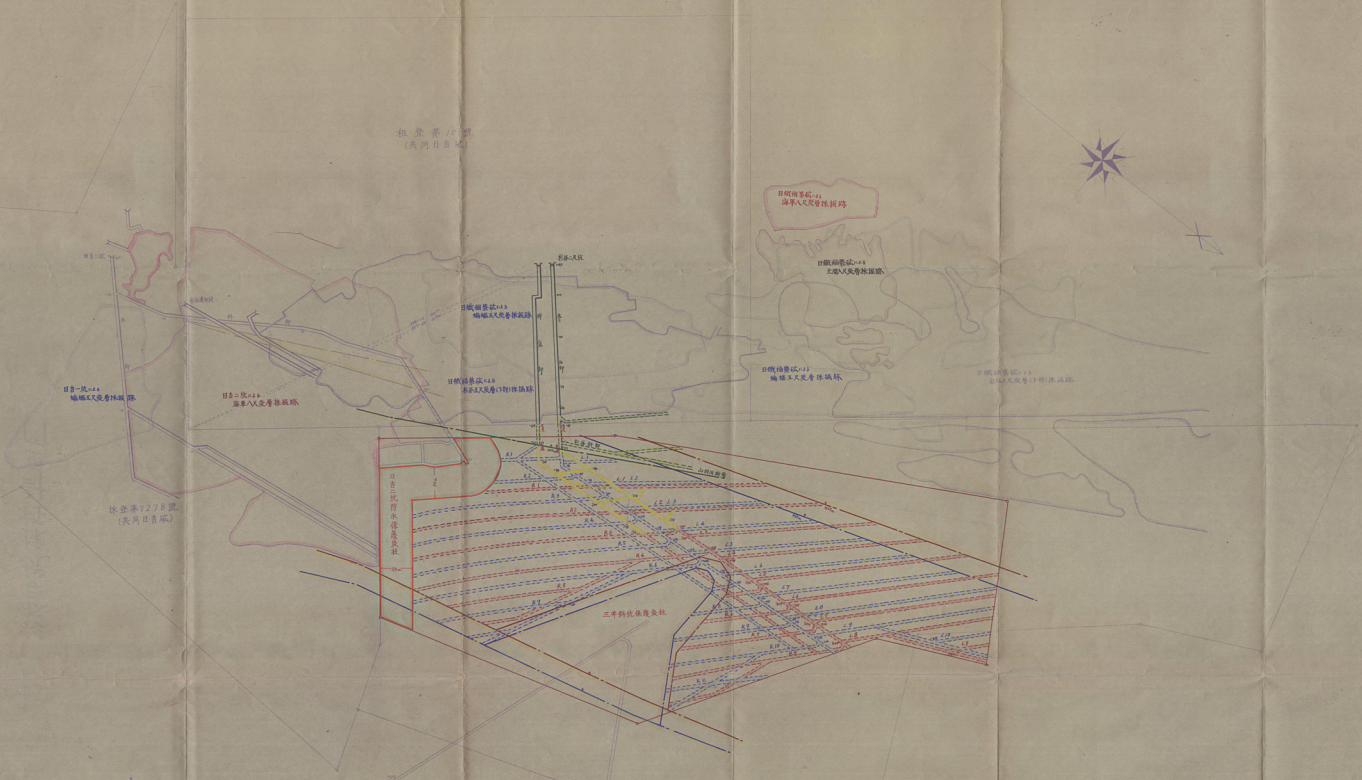
一五〇

杉谷三尺坑採掘計画

杉谷二尺坑採掘計畫圖

層層炭層
五尺炭層
二尺炭層
二尺間層
下土層
海

縮尺三千分一



記号	説明
△	採掘道
○	新設二尺坑
○	杉谷二尺坑
○	杉谷一尺坑
○	杉谷三尺坑
○	杉谷四尺坑
○	杉谷五尺坑
○	杉谷六尺坑
○	杉谷七尺坑
○	杉谷八尺坑
○	杉谷九尺坑
○	杉谷十尺坑
○	杉谷十一尺坑
○	杉谷十二尺坑
○	杉谷十三尺坑
○	杉谷十四尺坑
○	杉谷十五尺坑
○	杉谷十六尺坑
○	杉谷十七尺坑
○	杉谷十八尺坑
○	杉谷十九尺坑
○	杉谷二十尺坑
○	杉谷二十一尺坑
○	杉谷二十二尺坑
○	杉谷二十三尺坑
○	杉谷二十四尺坑
○	杉谷二十五尺坑
○	杉谷二十六尺坑
○	杉谷二十七尺坑
○	杉谷二十八尺坑
○	杉谷二十九尺坑
○	杉谷三十尺坑
○	杉谷三十一尺坑
○	杉谷三十二尺坑
○	杉谷三十三尺坑
○	杉谷三十四尺坑
○	杉谷三十五尺坑
○	杉谷三十六尺坑
○	杉谷三十七尺坑
○	杉谷三十八尺坑
○	杉谷三十九尺坑
○	杉谷四十尺坑
○	杉谷四十一尺坑
○	杉谷四十二尺坑
○	杉谷四十三尺坑
○	杉谷四十四尺坑
○	杉谷四十五尺坑
○	杉谷四十六尺坑
○	杉谷四十七尺坑
○	杉谷四十八尺坑
○	杉谷四十九尺坑
○	杉谷五十尺坑
○	杉谷五十一尺坑
○	杉谷五十二尺坑
○	杉谷五十三尺坑
○	杉谷五十四尺坑
○	杉谷五十五尺坑
○	杉谷五十六尺坑
○	杉谷五十七尺坑
○	杉谷五十八尺坑
○	杉谷五十九尺坑
○	杉谷六十尺坑
○	杉谷六十一尺坑
○	杉谷六十二尺坑
○	杉谷六十三尺坑
○	杉谷六十四尺坑
○	杉谷六十五尺坑
○	杉谷六十六尺坑
○	杉谷六十七尺坑
○	杉谷六十八尺坑
○	杉谷六十九尺坑
○	杉谷七十尺坑
○	杉谷七十一尺坑
○	杉谷七十二尺坑
○	杉谷七十三尺坑
○	杉谷七十四尺坑
○	杉谷七十五尺坑
○	杉谷七十六尺坑
○	杉谷七十七尺坑
○	杉谷七十八尺坑
○	杉谷七十九尺坑
○	杉谷八十尺坑
○	杉谷八十一尺坑
○	杉谷八十二尺坑
○	杉谷八十三尺坑
○	杉谷八十四尺坑
○	杉谷八十五尺坑
○	杉谷八十六尺坑
○	杉谷八十七尺坑
○	杉谷八十八尺坑
○	杉谷八十九尺坑
○	杉谷九十尺坑
○	杉谷九十一尺坑
○	杉谷九十二尺坑
○	杉谷九十三尺坑
○	杉谷九十四尺坑
○	杉谷九十五尺坑
○	杉谷九十六尺坑
○	杉谷九十七尺坑
○	杉谷九十八尺坑
○	杉谷九十九尺坑
○	杉谷一百尺坑

五葉内第三葉

坑外圖

續三分一

五葉內第四葉

炭層柱狀圖

縮尺五十分一

五葉内第五葉

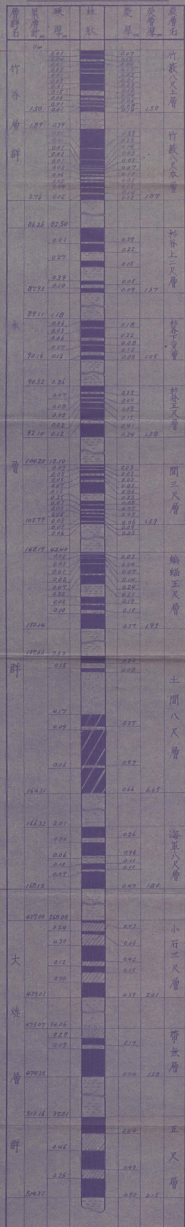
炭層柱狀圖

續五十一

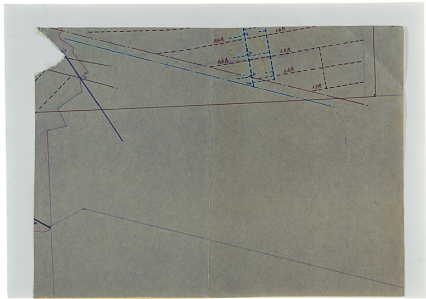
炭層柱狀圖

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52

礦業法第四十六條(一)より採査(一)二七八號礦區より採査一覽礦区内(括弧内增加目的炭層(現組織区に括弧内增加区(切替区)



- 丸 測
- 深青炭
- 濁石炭
- 無煙炭
- 炭質頁岩
- 砂質頁岩
- 砂質頁岩



	10/12			10/12	10/12	10/12
10/12	21,020	20,160	3,200	71,100	35,200	3,000
10/12	22,120	21,480	8,660	22,100	33,500	8,700
10/12	120,450	76,910	13,640	126,200	67,100	61,300
10/12	186,160	87,260	61,050	114,100	856,700	28,200
10/12	15,750	10,370	7,610			
10/12	104,090	66,720	27,150	6,470	20,900	0
10/12	6,340	20,940	0	2,900	6,800	0
10/12	9,920	6,760	0	344,600	11,5100	60,600
10/12				124,100	62,200	41,600
10/12	342,620	118,110	80,600	314,800	412,700	28,000
10/12	120,450	62,250	43,600	11,360	64,400	0
				1116,160	472,100	270,0

95/11'



福岡縣嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲築局區内)

共同石炭
鐵業株式會社

日吉鑛業所

電話 稲築四三〇番
大隈一一番

福岡縣嘉穂郡稻築町大字才田木谷二二六ノ一

(稻築局區内)

共同石炭
鉱業株式会社

日吉礦業所

電話 稻築四〇番
大隈 一 一 番

昭和
年
月
日

採掘計畫圖
鑛害關係圖

福岡縣嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲築局區内)

共同石炭
鐵業株式會社

日吉鐵業所

電話 { 稲築 四三〇番
大隈 一一番

堀進增區出願關係書類

昭和三十三年七月三日

日吉郵便所



副社長
東京本社 御中
九州本部

承諾書写送付の件

昨日日誌二編依頼所に当該六月二十二日重役会の打合の日紙地区
の契約に付て建設依頼との関係を明示した書類作るとの件に付て
建設依頼より共列石炭産の福道増区の承諾書の本証は日紙に保管
しあるに付其の写を請求し、別紙の通り写一部御送付申上候間御
高覧被下度候
按て此の承諾書あれば何時にても増区の手紙出来申し候
右

小島 啓



承 諾 書

貴社所有福岡県探掘権登録第崇武七八号地区より当社所有福岡県探掘権登録第崇武号地区の一部に對し左記の通り鉱業法第四十六条の規定に基く是進地区の出願をなし重復地区を設定することを承諾する。

記

一、設定区域および面積

アール

別紙添付図面表示の
一、設定地層

竹谷層群中の竹敷八尺上層、今本層

本層群中の杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷五尺層、コI

モリ五尺層、土間八尺層、海軍八尺層

昭和三十二年 月 日

東京都千代田区丸ノ内二丁目二〇番地

探掘権者 日鉄鉱業株式会社

右代表取締役

福岡県嘉穂郡筑紫村枝園六六六番地

日鉄鉱業株式会社二相鉱業所

右代理人 青 田 正 実

共同石炭鉱業株式会社

社長 入 交 太 郎 殿

委 任 状

福岡県嘉穂郡磯波村後田六六六番地

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱務所

吉 田 正 実

右の者を以て私の代理人と定む左の期限の行為を委任す

一、其間石炭鉱業株式会社所有の福岡県探掘権登録部岩武七八号鉱区より当社所有の福岡県探掘権登録部岩武区の一部に鉱業法第四十六条の埋立地区を承諾したるに付、本件に對する承諾書の作成および契約の締結等の進出願登録に關する一切の行為。

右代理委任の意思を表示す

昭和三十三年 月 日

東京都千代田区丸の内二丁目二〇番地岩

日鉄鉱業株式会社

右代表取締役

承 諾 書

日欽証券株式会社が債務の担保として抵当権を設定している福留地区、方法務局登録支局登記部研〇号証券財団の組成物件である福留東探掘権登録部研号地区に共同石炭証券株式会社とその所有の福留東探掘権登録部研式十八号地区より左記の通り証券法第四十六条の規定に基く増進増区の出願をなし重複権地区を設定することを承諾する。

記

一、設定区域および面積

一、別紙添付図面表示の

アール

一、設定地層

竹谷層群中の竹藪八尺上層、全本層

本層群中の杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷五尺層、コ

モリ五尺層、土間八尺層、海軍八尺層

昭和三十三年 月 日

東京都千代田区丸の内一丁目八番地附

株式会社 日本興業銀行

取締役頭取

承 諾 書

日鉄鉱業株式会社が債務の担保として抵当権を設定している福岡地方支局飯塚支局登記部明〇号鉱業財団の組成物件である福岡県探検検査課部明号鉱区に共同石炭鉱業株式会社とその所有の福岡県探検検査課部明武七八号鉱区より左記の通り鉱業法第四十六条の規定に基く刺道増区の出願をなし重複鉱区を設定することを承諾する。

記

一、設定区域および面積

別紙添付図面表示の

アール

二、設定地層

竹谷層群中の竹叢八尺上層、全本層

本層群中の杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷五尺層、コイ

モリ五尺層、土間八尺層、雷草八尺層

昭和三十三年 月 日

東京都千代田区丸の内一丁目八番地所

日本興業銀行

總裁

此謄本は登記簿に依り之を作り茲に登記簿
と相違なきことを認証す。

年 月 日

但恐効力有る登記簿謄本

昭和五年四月廿七日

福岡法務局

支庁



南本和彦



此謄本は登記簿に依り之を作り茲に登記簿
と相違なきことを認証す。

年 月 日

但し効力有る登記簿謄寫シ

福岡法務局

三塚支局



南本和彦



謄本製作用紙 和彦不 六二

(31.11.030.000 八枚納)

商標士 藤 土 藏 造
事務所 町 八 七 八 六 番

登記簿抄本

商 店 踏 兵 団 一 丁 炭 鑛 業 株 式 会 社
中 央 区 銀 座 七 丁 目 五 番 地 二 号

取締役の氏名住所

高 知 市 七 代 町 武 彦 番 長
交 交 大 大 藏 藏

代表取締役

以下余白

此抄本は登記簿に依り之を作り茲に登記簿と相違なきことを認証す

昭和四年二月四日

東京法律事務所 日本橋出張所

平井 實



福岡縣嘉穂郡稻築町大字才田本谷三二六ノ一

(稻築局區内)

共同石炭
鉱業株式会社

日吉鑛業所

電話 (稻築四〇番)
(大隈一一番)

贈答品
日吉
賞状



吳共同機工株式会社

徳田川郡川崎町

TEL (豊前川崎) 代 3-1-1-1

郵便番号 2-7

昭和 年 月 日

